

## 第9回検討委員会のまとめ

### ○前文

- ・「この条例全体が市民自治である」旨を説明に入れる。

### ○第1章：総則

- ・修正なし。

### ○第2章：市民参加のまちづくり

#### ○第3章：市民自治の仕組み

- ※第2章と第3章を合わせて第2章とし、章の見出しを「市民によるまちづくり」とする。

#### ※第9条（子どもの参加の機会の保障）

- ・「・・・子どもの頃から自らのまちに市民が愛着を持てるよう・・・」を「・・・子どもの頃から自らのまちに市民が愛着を持てるよう・・・」とする。

#### ※第15条（非営利活動団体）

- ・2項「・・・他の非営利活動団体等との連携を・・・」の「等」の中身が「地域活動団体等」であることを説明文に書く。

#### ※第17条（地域におけるまちづくり）

- ・説明文中、「・・・地域のことを一緒に考え、決定し、実行します。」を「・・・地域のことを一緒に考え、~~決定し~~、実行します。」とする。

### ○第4章：市民のための議会

- ※第4章を第3章とする。

### ○第5章：市民のための行政

- ※第5章を第4章とする。

### ○第6章：実効性の確保

- ※第6章を第5章とする。